

保発 0428 第 4 号

令和 2 年 4 月 28 日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省保険局長



電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項及び規格について
厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

標記については、別添のとおり、都道府県知事、地方厚生（支）局長あて通知した
のでお知らせします。

保 発 0428 第 3 号
令 和 2 年 4 月 28 日

都道府県知事
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求について厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和 51 年厚生省令第 36 号)第 1 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項の表の一の項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求について厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、これに伴い、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関する厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」(平成 30 年 4 月 27 日付保発 0427 第 10 号)は廃止する。

「別紙」

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関する事項、方式及び規格

〔令和2年4月28日〕
〔厚生労働大臣〕

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条第1項及び附則第4条第1項の表の一の項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関する事項、方式及び規格を定め、令和2年5月1日より適用する。

- (別添1-1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）
- (別添1-2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）
（別添様式）コーディングデータに係る記録条件仕様
- (別添1-3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）
- (別添1-4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）
- (別添2-1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（医科用）
- (別添2-2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（DPC用）
- (別添2-3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（歯科用）
- (別添2-4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（調剤用）
- (別添3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る傷病名コード（医科用・DPC用・歯科用）
- (別添4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る修飾語コード（医科用・DPC用・歯科用）
- (別添5) オンライン又は光ディスク等による請求に係る診療行為コード（医科用・DPC用・歯科用）
- (別添6) オンライン又は光ディスク等による請求に係る医薬品コード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- (別添7) オンライン又は光ディスク等による請求に係る特定器材コード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- (別添8) オンライン又は光ディスク等による請求に係るコメントコード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- (別添9) オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯式コード（歯科用）
- (別添10) オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯科診療行為コード（歯科用）
- (別添11) オンライン又は光ディスク等による請求に係る調剤行為コード（調剤用）

* 別添1～11は、HP「診療報酬情報提供サービス」にて掲載（以下参照）
<http://www.iryohoken.go.jp/shinryohoshu/receMenu/doReceInfo>